

平成31年2月定例会 総括審査会

佐藤義憲議員



委員	佐藤義憲
所属会派 (質問日現在)	自由民主党
定例会	平成31年2月
審査会開催日	平成31年3月18日(月)

佐藤義憲委員

東日本大震災から丸8年を数えた。自然の脅威や命のとうとさ、何気ない日常のありがたさをかみしめ、この総括質問では、本県の命を守る取り組みをテーマに質問する。

初めに、農林水産部長に聞く。

森林面積が県土の7割を占める本県にとって、山林をしっかりと管理することが局地的豪雨への防災対策や減災等につながることは言うまでもない。しかし、けさの新聞の1面でも報道されていたが、山林の管理人が不足している。

県の農林水産産業振興計画では、林業就業者数の目標値を2020年に2,600人としているが、直近の2015年調査の実績値では2,183人と達成は困難である。

平成30年6月定例会の私の一般質問で、林業の担い手確保と育成について質問し、そのときの答弁で林業大学校などの養成機関の検討についても触れたが、改めて林業従事者の現状と今後の対応を聞く。

農林水産部長

震災と原子力災害により生産活動が縮小し、新規就業者数が伸び悩んでいるが、林業、木材産業の成長産業化や、新たな森林管理システムを推進していくため、林業従事者の確保と人材育成は重要な課題である。

そのため、林業事業者へのアンケートや先進事例の調査結果を踏まえ、新年度に有識者による検討会を設置し、林業従事者の人材育成機能について具体的な検討を進める。

佐藤義憲委員

来年度からは森林環境譲与税も国から配分される。森林資源の活用とともに防災上の観点からも、林業の担い手をしっかりと育成願う。

過日、会津若松市で開催された第39回福島県ろうあ者福祉大会に出席した。その大会の折、災害時に自力で避難することが困難な高齢者あるいは障がい者といった、いわゆる避難行動要支援者が実際の災害時に避難所まで本当にたどり着けるのか、市町村によって避難方法にばらつきや格差が生じるのではないかと不安を耳にした。

万が一の災害を想定して、県も市町村も日ごろの備えや連携が必要だが、県はこうした避難行動要支援者の避難対策についてどのように市町村を支援していくのか。

危機管理部長

避難行動要支援者が安全に避難できるよう、これまで市町村による避難行動要支援者名簿の作成や個別計画の策定について、課題解決に向けた助言を行うなど支援をしてきた。

また、避難行動要支援者の避難支援や福祉避難所への移送が円滑に行われるよう、県総合防災訓練等を実施してきた。

今後も、個別計画の策定支援や訓練の実施などにより、市町村の取り組みを支援していく。

佐藤義憲委員

2014～2017年度に、県の事業として市町村の防災訓練に取り組んでいたと記憶している。

この事業終了後、今年度における市町村の実施状況と来年度の予定を聞く。

危機管理部長

委員指摘のとおり、平成29年度までの4年間、市町村と県が共催で各年度3カ所で避難訓練を実施してきた。

今年度は、各市町村の防災訓練等に組み入れて実施するよう通知するとともに、さまざまな支援をしてきた。今年度の避難行動要支援者の避難訓練は22市町村で実施された。

来年度の予定はまだ把握していないが、4月に防災担当の課長会議等があるので、それを活用して市町村に訓練の実施を呼びかけ、支援していきたい。

佐藤義憲委員

避難行動要支援者が不安に感じないように、市町村の防災計画の早期策定やさらなる支援、対象者への周知に力を入れて取り組んでほしい。

次に、消防防災体制についてである。消防庁は2006年に市町村の消防の広域化を法律に位置づけ、これまで2期10年にわたり広域化を推進してきた。昨年第2期の期限が2024年4月1日まで延長され、さまざまな財政措置も用意されている。

広域化のメリットには初動の消防力、増援体制の充実や到着時間の短縮など、住民サービスの向上のほか、人員配備の効率化、機材の共有化での費用削減によって、消防装備の充実が図られることなどが挙げられる。

一足飛びに各消防本部を統合することは困難と思うので、まず、複数の消防本部における消防指令業務を1カ所の消防指令センターにおいて共同運用すべきと思うが、どうか。

危機管理部長

新年度より、福島県消防広域化推進計画の見直しに着手するとしており、消防指令センターの共同運用は広域化に向けた効果的な手法の一つと考えている。

共同運用により人員や維持管理経費の削減が見込まれる一方、初期投資費用や指令方法の統一などの課題もあることから、計画見直しの検討の中で市町村や消防本部と協議していく。

佐藤義憲委員

他県でも徐々に共同運用が進んでいるようであり、今後大規模災害への備えや、また訪日外国人観光客の増加、外国人労働者の受け入れ拡大に伴う多言語対応など、消防に求められる機能もふえてきているので、よく市町村に説明をして推進に努めてほしい。

次に、2月定例会が始まる直前、東京オリンピック競泳女子で金メダル候補として期待されていた池江璃花子選手が白血病であることを公表し、日本中が大きな衝撃を受けた。国民全員が池江選手の一日も早い回復を願い、白血病に関心を寄せ、骨髄ドナー登録者は一気に50万人を突破した。

一方で、患者に適合するドナーが見つかった幸運なケースでも、骨髄を提供するには入院を含め1週間程度の休みを取らなければならないため、私生活や仕事への影響などの理由から骨髄提供に応じてもらえないなど、その提供率は60%前後と聞いている。今後は登録者を確保することと同時に、いかに提供率を上げるかが課題となる。

これらの対策として、仕事を休むことに伴うドナー候補者の経済的な負担を軽減する、いわゆる骨髄ドナー支援事業がある。本県も昨年4月から、県と市町村が2分の1ずつ負担する支援事業を開始している。都道府県では13番目の制度導入となり、白血病患者の命を救う環境整備への当局の理解であると高く評価している。

そこで、まず初めに現在この骨髄ドナー支援事業に取り組んでいる市町村を聞く。

保健福祉部長

現在骨髄ドナー支援事業に取り組んでいる市町村は、いわき市と大熊町である。

佐藤義憲委員

2市町とのことである。今年度事業を開始したばかりなので、導入市町村数がふえていくのはこれからだと思う。
来年度、新たにこの骨髄ドナー支援事業に取り組む意向のある市町村数は幾つか。

保健福祉部長

来年度新たに骨髄ドナー支援事業に取り組む意向のある市町村数は、今月各市町村に聞き取りを行ったところ、16市町村となっている。

佐藤義憲委員

手元の情報では、この骨髄ドナー支援事業は17都道府県で導入されている。そのうち隣の山形県を初め5つの府県では全市町村での導入を果たしている。県、市町村ともに財政的な負担が生じるが、ぜひ、本県でも全ての県民がこの支援事業を活用できることを期待したい。

本県の目指している方向性は、各自治体の理解を得ながら県内全市町村でこの事業を導入をすることであると理解したいが、部長の思いはどうか。

保健福祉部長

この骨髄ドナー制度は、ドナーの善意、思いやり、いわばボランティア精神を根本として成り立っている制度であると理解しているので、国や都道府県が権限を用いて推進していくことについては検討の余地はあると思う。その一方で、住民の思いやりやボランティア精神を敷衍させ、人の命を救い、暮らしやすい地域社会をつくっていくとの考えのもとで、基礎的自治体である市町村がこの支援制度に取り組み、結果として全市町村が制度に導入するとのことであれば、県としてもしっかりと支援をしていきたい。

佐藤義憲委員

一日も早く全市町村が導入を果たすことを期待している。

ところで、この骨髄ドナー支援事業は、企業や団体が社会貢献活動の一環として取り組むドナー休暇制度を導入している企業、団体の従業員には適用されない。したがって、骨髄ドナー支援事業と休暇制度の両輪体制を整えていく必要がある。

県は企業が骨髄ドナー休暇制度を導入するよう、どのように働きかけていくのか。

保健福祉部長

骨髄ドナー休暇制度の導入については、県のホームページにおいて事業者に協力を依頼している。

今後はこれに加えて、商工団体を通じて企業に導入を呼びかけるなど、ドナーが安心して骨髄を提供できる環境づくりに取り組んでいく。

佐藤義憲委員

少しでも多くの企業団体が制度を導入するよう周知に努めてもらいたい。

厚生労働省が5年に一度実施している直近の調査では、本県の急性心筋梗塞の死亡率が男女ともに全国ワースト1位となっている。目下、県を挙げて健康づくりに力を入れ、改善を図っているが、万が一の心肺停止時には自動体外式除細動器、いわゆるAEDが有効とされている。

県では、安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の見直しや、活動についての意見や助言を求める、福島県安全で安心な県づくり推進会議を設置している。この推進会議において、委員からAEDに関する数値目標の設定、普及拡大や啓発について基本計画に入れ込んでほしいといった意見が出され、この会議において複数回議論を重ねた結果、県が2016年11月28日の推進会議で回答している。

そこで、この推進会議の配布資料中、AEDについての県の回答に記載している、県と一般財団法人日本救急医療財団との役割分担について聞く。

保健福祉部長

役割分担については、一般財団法人日本救急医療財団が全国AEDマップとして設置場所等を公開するなど、AEDの普及と利用促進を担っており、県は、医療機器であるAEDの設置者に対し、適正な管理を周知している。

佐藤義憲委員

この配布資料の回答に記載している「県としての対応が必要な利用促進策を検討」とはどのような内容か。

保健福祉部長

推進会議当時から行っていた市町村の公共施設等におけるAED設置場所の情報提供に加え、さらなる利用促進策を検討し、必要なものから実施することであり、現在は県のホームページでAEDの使用手順や救命講習会についても紹介している。

佐藤義憲委員

AEDの普及啓発と利用促進策についての答弁であったが、AEDの国内の設置台数は医療機関、消防機関を除く一般に設置されているものだけで約60万台と推計されている。

台数だけで言えばアメリカに次ぐ2番目の規模だが、使用率は一般市民が目撃した事案のうち5%程度と決して十分な成果が得られていない。その理由の一つとしてAEDの設置場所に問題があると考えられている。

第7次福島県医療計画にもあるように、広大な面積を持つ本県は救急搬送に係る平均所要時間が全国平均に比べて5分以上長く、高規格救急車の配備状況や救命士の常時乗車率についても全国平均を大きく下回っている。

このことから、過疎中山間地域における人命救助には救急隊到着までの現場対応が不可欠であり、このような地域にこそAEDの普及が望まれる。

日本救急医療財団が発表したAEDの適正配置に関するガイドラインでも、島嶼部及び山間部などの遠隔地、過疎地、山岳地域では、救急隊や医療の提供までに時間を要するためAEDの設置が求められるとある。

そこで、県内の道の駅に設置されているAEDの数を聞く。

保健福祉部長

道の駅におけるAED設置数については、平成28年度に各自治体に対して実施した公共施設におけるAED設置状況調査によると、13カ所に14台設置されている。

佐藤義憲委員

普及が足りないと思う。役場や公民館、学校には中山間地域ももちろんAEDが設置されているが、ほとんどは平日の日中しか利用できない。何とか市町村や民間にも設置への協力を得たいが、まずは県がAED設置に対する姿勢を示す必要もあると思う。

先ほどの答弁でホームページ上に県内の公共施設におけるAEDの設置状況を掲載しているとあったが、県有施設でも出先機関、例えば、合同庁舎でさえ設置と未設置で対応がさまざまである。

県有施設についてAEDの設置基準はあるのか。

保健福祉部長

県有施設へのAEDの設置については、現在のところ県独自での設置基準は定めていないが、先ほど述べた一般財団法人日本救急医療財団がAEDの適正配置に関するガイドラインを示しているので、各施設管理者がこのガイドラインに従って設置していると認識している。

佐藤義憲委員

各部局での意識の違いは千差万別である。例えば本庁の県民ホールにはあるが、合庁のエントランスにはないといった状況も見られるので、県のAEDの設置基準やガイドラインの整備については、保健福祉部としてだけではなく県全体の今後の課題としておきたい。

次に、企画調整部長に聞く。

本県は、抱える課題が多岐にわたるので、人口減少や、高齢化社会に対応するため、この公助機能の強化はもちろん、

県民の間での自助、共助や企業との連携、協働も必要不可欠である。

さきのAEDに対する質問でも、例えばコンビニエンスストア等に設置の協力を求めるといった解決策もある。

この場では個々の細かい話は別にするが、さまざまな地域課題を解決していくため、企業との包括連携協定を活用すべきと思うが、どうか。

企画調整部長

企業との包括連携協定については、現在17社との間で締結した協定に基づき、高齢者の見守りや、健康づくりの推進に関する活動などさまざまな連携事業が行われている。

今後も地域課題の解決に向け、企業からの提案と本県が必要とする取り組みとの調整を進め、幅広い分野での連携、協働ができるよう取り組む。

佐藤義憲委員

震災以降、本県を応援してくれる数多くの企業に感謝するとともに、今後も引き続き地域の活性化や県民サービスの向上のためにこの協定の取り組みを願う。

さて、この2月定例会では、児童虐待に関する質問が数多く出た。

本県でも、過去に泉崎村での両親による虐待死事案があったことは記憶に新しい。この事件では検証委員会が設置され、3カ月間の検証の後、2006年10月に児童虐待死亡事例検証報告書として、再発防止に向けた8つの具体的な方策が提言されている。本県は、12年前のこの事件から何を学び、そしてどう改善してきたのか。

今、全国的に問題となっている児童虐待に対して果たして本県は他県に先駆けて前向きに取り組んでいるのかといった視点で教育長に聞く。

さきのこの報告書の提言に教育関係機関の対応力の強化とある。

そこで、県教育委員会は公立学校において児童生徒に対する虐待への対応力の強化にどのように取り組んでいるのか。

教育長

児童生徒に対する虐待については、担任等による日常的な観察により早期に把握するとともに、担任1人で抱えることなく、スクールソーシャルワーカー等の専門職を含めた組織として対応し、児童相談所への速やかな通告に努めている。

今後とも児童虐待対応の手引きを活用し、教員一人一人の虐待への認識を高めるとともに、新たに校長への研修を実施することにより、児童虐待への対応力の強化に努めていく。

佐藤義憲委員

スクールソーシャルワーカーなどの専門職の配置についての答弁があった。この配置の人員は震災対応の予算で増員できていると記憶している。

今後の費用の予算確保について、教育長の見解を聞く。

教育長

委員指摘のとおり復興関係の財源をもとにして予算化している。

教育委員会としては、スクールソーシャルワーカーあるいはスクールカウンセラーといった心のケア対応の人材に係る予算は、教員の加配と並ぶ形で教育委員会でも最重点の課題として国に求めてきており、復興創生期間の終了を見据えて、今後に向けても一段と力を入れて要望していきたい。

佐藤義憲委員

学校や家庭、児童相談所、行政の福祉担当部署といった関係機関のつなぎ役となるスクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラーだが、彼らが抱える課題は児童虐待だけではない。配置型や派遣型と形態はさまざまであるが、いじめや不登校、非行といった問題行動を初め多くの課題に対処しなければならないため、これらの関係機関の連携を担うにも限界がある。

我が会派の太田議員の代表質問では、こども未来局長から児童福祉司の計画的な増員についての答弁があった。また、

公明党の安部議員の一般質問では児童相談所職員のOBの活用や児童相談所でのインターンシップ実習生の受け入れなど、人材確保に向けた取り組みについて答弁があった。OBはともかく、インターンシップ実習生から児童福祉司への育成は時間と労力、メンタル面でのハードルが高い。

2月定例会前に児童相談所へ訪問し、新卒採用で務まるとは到底思えないほどの苛酷な現状を聞いてきた。児童相談所の機能の充実、そして人材の確保、学校との連携強化のためには、例えば、特別支援学校の教員など、福祉領域の資格を保有し現場を熟知している教員を児童相談所に派遣することが有効であると考えている。

現に宮城県や栃木県を含む先進県では、現職教員を児童相談所へ出向できる制度を整えて、互いの業務内容への理解、組織連携の強化が図られている。

そこで、児童相談所の体制を強化するため教員を児童福祉司として受け入れるべきと思うが、どうか。

子ども未来局長

教員を児童相談所に児童福祉司として配置している都道府県は、平成30年4月1日現在17県となっている。

今後、教員を児童相談所に配置している県に対し、相談対応の状況や教員の配置に関する課題及び効果について調査を行っていく。

佐藤義憲委員

児童相談所に対しては警察官の派遣が始まる。警察官の派遣の次は教員の派遣を検討すべきと思う。子供たちの命を守ることが本県の未来をつくることであるので、創意工夫を願う。

今回、自分が所属する委員会の関係部署へも質問したのは、取り上げた内容が一つの部署では解決できない課題だからである。それぞれの部局の課題認識として、どうすれば今よりもよい制度になるか、どうすればもっと制度を活用してもらえるかといった視点に立って、これからの知恵を出し合うための問題提起ととらえてもらいたい。